

総社市職員給与支給規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第2号

総社市職員給与支給規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

総社市職員給与支給規則の一部を改正する規則（平成27年総社市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 略 (平成28年3月31日までの間における地域手当の支給割合) 2 平成28年3月31日までの間における地域手当の支給割合は、改正後の第11条第2項第1号中「100分の20」とあるのは「100分の <u>18.5</u> 」と読み替えるものとする。	附 則 (施行期日) 1 略 (平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合) 2 平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合は、改正後の第11条第2項第1号中「100分の20」とあるのは「100分の <u>18</u> 」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。